

松江市営陸上競技場利用料金表

(単位:円)

(ア)陸上競技場

利用区分		時間区分		1時間につき	9時～17時
		平日	祝土日		
占用利用	一般利用	平日		2,540	18,330
		祝土日		3,040	21,990
	高校生以下利用	平日		1,270	9,160
		祝土日		1,520	10,990
	アマチュアスポーツ以外利用	平日		7,630	55,000
		祝土日		9,150	66,000
高齢者・障がい者利用	平日		1,270	9,160	
	祝土日		1,520	10,990	
個人利用	一般利用(1人1回につき)			100	
	高校生以下・高齢者利用(1人1回につき)			70	
	障がい者利用(1人1回につき)			50	

(イ)雨天練習場・役員室・2階前室・多目的室

利用区分		時間区分		1時間につき
		平日	祝土日	
占用利用	雨天練習場	一般		1,030
		営利宣伝を目的とした場合		1,290
	役員室	一般		260
		営利宣伝を目的とした場合		320
	2階前室	一般		410
		営利宣伝を目的とした場合		510
多目的室	一般		260	
	営利宣伝を目的とした場合		320	

設備等の名称	単位	金額	備考
放送設備	1回(日額)	3,130	
競技会に必要な用器具	1日1式	4,180	占用利用時
棒高跳1式	1日1組	200	マット、バー、支柱のみ
走り高跳1式	1日1組	200	
ハードル1式	1日1組(8台)	200	
投てき距離測定装置一式	1日	1,030	
屋根付きベンチ	1日1台	510	
写真判定装置1式	1日	5,230	YO式スタート発信装置ゴールタイマーを含む

※備考

- 1、営利又は、宣伝を目的とし、かつ、入場料を徴しない場合の基準額は、当該利用料金の基準額の20割を加算した額とし、入場料を徴する場合の基準額は、当該利用料金の基準額の40割を加算した額とする。その額について10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする((イ)は料金表の通り徴収する)
- 2、利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする
- 3、1時間に満たない場合は、1時間として算定する
- 4、2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収するものとする
- 5、その他の設備器具を利用する場合の基準額は、教育委員会規則で定める
- 6、雨天練習及び役員室の利用料金は、陸上競技場を占用利用する場合は徴収しない

その他共通設備料金表

設備等の名称	単位	金額	備考
冷房及び暖房	1時間	250	
放送設備	1回(日額)	1,100	携帯型
シート	1日1枚	200	
湯沸設備	1回(日額)	510	
シャワー	1回	100	
テント	1日1張	510	
売店コーナー	1区画1日	1,250	1区画4㎡当たり。指定管理者が認可した業者に限る。
映像設備1式	1回(日額)	510	
長机	1日1脚	50	
折りたたみ椅子	1日1脚	20	
ベンチ	1日1脚	50	
石油ストーブ	1日1台	510	
特殊電気装置	実費徴収		コンセント含む

その他指定管理者が指示する消耗品等については、利用者の負担とする